

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業の概要

平成30年5月24日

東京都福祉保健局
高齢社会対策部介護保険課

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業が創設された背景

- ◆ 人材の定着が進まず、人材不足が深刻化
- ◆ 職員からは、労働条件等への不満、介護スキルへの不安など、働く上での悩み等の声が多い

課題の背景とは？

- 職責に応じて処遇がなされるキャリアパスの仕組みが十分でない。
- キャリアパスの導入に取り組む介護事業者に対する支援が十分でない。

これらの課題を抜本的に
解決するため

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業の創設【27年度～】

キャリアパスの導入に取り組む介護事業者に対する都独自の補助制度を創設

より活用しやすくするため

制度拡充

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

キャリアパス導入準備期間

- ① 人事制度改善等支援事業 **[H30年度新規]** P3~4
- ② アセッサー講習受講支援 P5

キャリアパス導入期間

- ③ キャリアパス導入促進事業 **[H30年度拡充]** P6~11

キャリアパス導入後

- ④ 専門人材育成・定着促進助成金 **[H30年度新規]** P12

※ ①人事制度改善等支援は、29年度に実施した「キャリアパス導入準備のための相談支援」を充実させた内容で実施

① 人事制度改善等支援事業 [新規]

【事業概要】

専門家(経営コンサルタント)が介護事業者に対して集合研修、個別相談の機会を提供し、各事業所にあった賃金体系、研修体系等の導入を支援することで、事業者のキャリアパス導入体制を確保

【利用要件】

- キャリアパス導入促進事業費補助金及び平成29年度キャリアパス導入準備のための相談支援を申請していないこと
- 平成30年4月1日現在、介護事業開始から、5年を経過していること
- 平成30年4月1日現在、レベル認定者及びアセッサーが在籍していないこと
- 平成30年度又は平成31年度に「アセッサー講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること

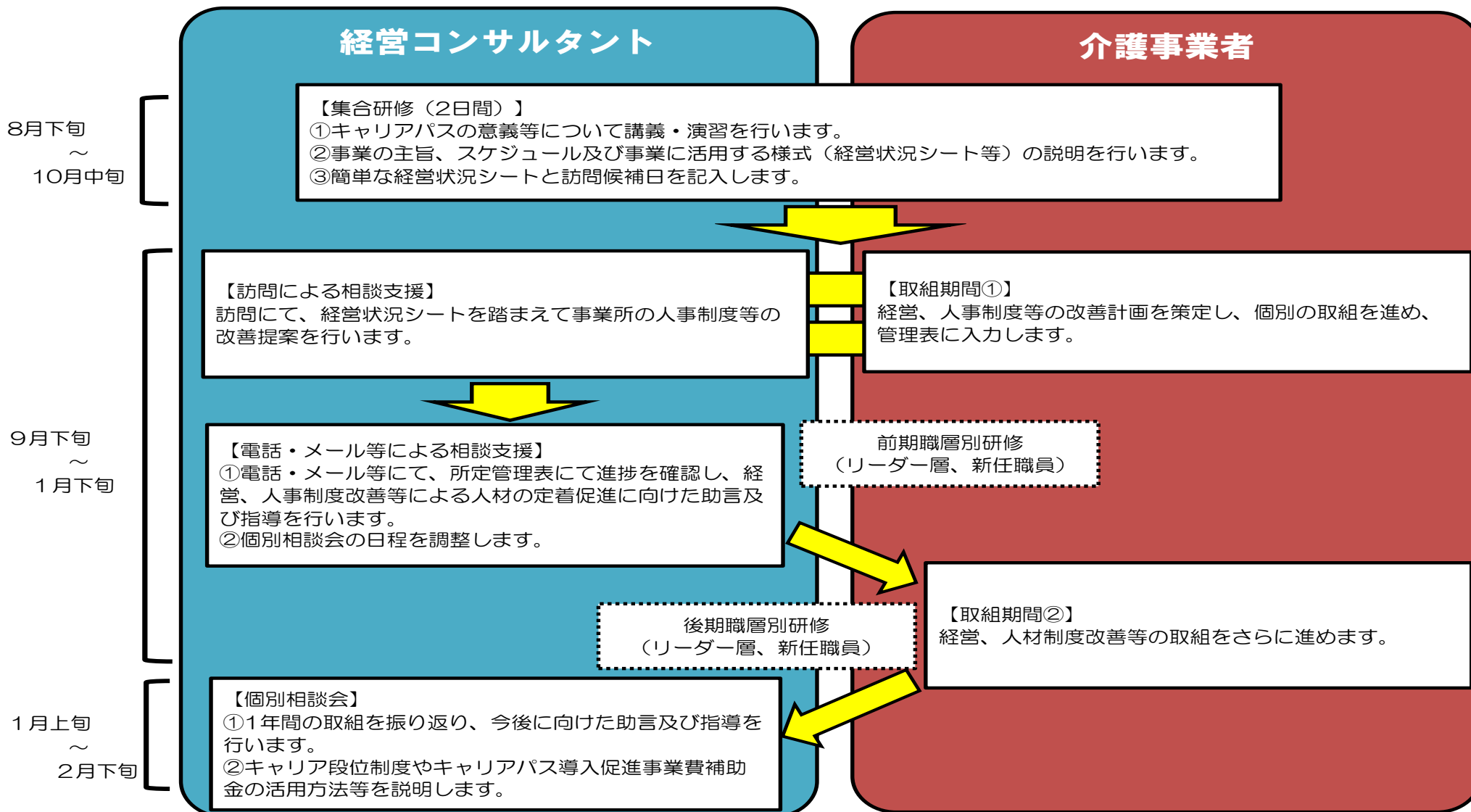
【申請方法】

本日配布した「人事制度改善等支援 利用申請書」を5月31日(木曜日)までに東京都福祉保健財団に提出 (申請は、1法人につき同一サービスで1事業所まで)

【募集事業所数】

200事業所

人事制度改革等支援事業のイメージ図



※29年度「キャリアパス導入のための相談支援」からの主な変更点

・集合研修、階層別研修(リーダー、新任職員)の実施、個別相談会で1年間の取組の振り返りを実施

② アセッサー講習受講支援

【事業概要】

介護キャリア段位制度を活用した介護職員のキャリアパスの導入を実施するために必要なアセッサーの資格を職員に取得させる介護事業者に対して、都が補助金を支給

【対象経費及び上限額】

アセッサー講習受講に必要な経費(22,810円)を助成

【補助に当たっての要件】

- 一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する「平成30年度評価者（アセッサー）講習」を受講し、修了証の交付を受けること
- アセッサー講習修了後2か月以内に、1名以上の被評価者について、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」の評価を開始すること

【募集人数】

880人

③ 介護職員キャリアパス導入促進事業（拡充）

【事業概要】

介護キャリア段位制度を活用し、キャリアパスの導入に取り組む介護事業者に対して、都が補助金を支給
介護事業者は、補助金を活用し、レベル認定者などに手当相当額の支給や、キャリアパスの構築に向けた
体制づくりを推進

【対象事業所】 P7

介護保険施設・事業所を運営する事業者（人員配置基準に介護職員の配置がない事業所等は除く。）

【補助対象経費等】 P8～10

(1)年間補助額(事業所のレベル2以上の認定者の数と補助基準額の関係)

レベル認定者1人→50万円、レベル認定者2人→100万円、レベル認定者3人→150万円

レベル認定者4人以上→200万円（拡充） P8～9

※ただし、補助金の交付を受けた初年度からの補助基準額の累計は、最大600万円まで

(2)補助対象期間 P11

- 原則として、レベル認定者を初めて輩出した年度(補助金の交付を受けた初年度)から起算して3年間
- 上記補助期間内に新たにレベル認定者を輩出した場合、最長で5年間まで延長（平成29年度改正）

(3) 補助に当たっての要件

- レベル認定者及びアセッサーへの手当相当額の支給
- 都が実施する職場の人事管理等に関するセミナーの受講 等

【募集事業所数】 600事業所

対象事業所(サービス事業一覧)

○ 介護保険施設・事業所を運営する事業者

ただし、人員配置基準に介護職員の配置がない事業所等は除く。

<対象となる介護サービス事業の一覧>

サービスの種類	サービスの種類
訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護
(介護予防)短期入所生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
(介護予防)通所リハビリテーション	地域密着型通所介護
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設
夜間対応型訪問介護	介護医療院
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	介護療養型医療施設

(注1) 都内に所在する介護保険施設・事業所とする。

(注2) 国又は地方公共団体が設置する介護保険施設・事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除く。

(注3) 介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

補助対象経費等 ①（拡充）

<手当支給対象となるレベル認定者>

平成29年度まで

- ◆ 認定者のレベル:2以上
※レベル1認定者及びユニット認定者は対象外
- ◆ 認定者の数:年4人を上限



平成30年度

- ◆ 認定者のレベル:2以上
※レベル1認定者及びユニット認定者は対象外
- ◆ 認定者数:上限なし(拡充) ただし、レベル2は、1事業者4人を上限
※事業所が最大5年の補助対象期間の中で交付を受けられる金額は最大600万円に変更なし。

レベル3以上の認定者数の増加を推進

補助対象経費等②（拡充）

＜認定者6人・補助基準額（交付額）200万円の例＞

- ◆ レベル認定者への手当相当額
上限96万円（補助基準額200万円に対応）
- ◆ キャリアパス導入に向けた体制づくり経費等
上限116万円
→200万円－84万円（認定者への手当相当額）

職員(レベル)	補助金活用手当相当額
A(2①)	6万円（月0.5万円）
B(2①)	6万円（月0.5万円）
C(2②)	12万円（月1万円）
D(3)	18万円（月1.5万円）
E(3)	18万円（月1.5万円）
F(4)	24万円（月2万円）
合計	84万円 上限96万円の範囲内

レベル2が4人以内
のため、5人目以上
も補助金活用可
（拡充）

補助対象経費等③

○ 補助対象経費である、レベル認定者への手当相当額とキャリアパス導入に向けた体制づくり経費等のうち、レベル認定者及びアセッサーへの手当相当額については、必須経費とする。

レベル認定者への手当相当額

【必須】対象経費項目

レベル認定者への手当等

- ✓ レベル認定者への手当相当額は、認定されたレベルに応じて、事業所内で差を設けること。

キャリアパス導入に向けた体制づくり経費等

【必須】対象経費項目

アセッサーへの手当等

- ✓ アセッサーへの手当相当額は、レベル4認定者の手当相当額と同等とすること。

【選択】対象経費項目

レベル認定者申請手数料

代替職員等経費

人事制度分析、財務分析等経費
(社会保険労務士への謝金、経営コンサルタントへの謝金等)

研修経費

- ✓ 設備整備費及び備品購入費は対象外とする。
- ✓ 超過勤務手当も対象

補助期間イメージ図(29年度改正)

29 年 度 ~						
キャリアパス導入期間(最大で5年間)						
キャリアパス導入当初3年間					(新)更に最大で2年間延長 (レベル認定者の輩出状況による)	
レベル認定者 (補助対象)	レベル認定日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1;"> 事業所の補助期間 (レベル認定者を初めて輩出した年度から最大5年間) </div>						
a職員	H27.8.1	→				
b職員	H28.10.4		→			
c職員	H29.5.9			→		
d職員	H30.7.15				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1;"> 補助対象外 </div>	
補助対象人数		1人(a)	2人(a、b)	3人(a、b、c)	2人(b、c)	1人(c)
補助基準額		50万円	100万円	150万円	100万円	50万円

④ 専門人材育成・定着促進助成金 【新規】

【事業概要】

キャリア段位制度を活用したキャリアパス導入2年目、3年目の離職率(30年度は、28年度・29年度の離職率)の平均が、導入前2年間の離職率(30年度は、25年度・26年度.)の平均と比較して改善した場合に、導入から3年経過時に一定額を補助する。また、4年経過時に離職率が悪化しなかった場合にはさらに支給する。

【要件】

- キャリアパス導入促進事業に取り組み、継続して3年間補助金を受給していること。
- キャリアパス導入2年目と3年目の平均離職率が、キャリアパス導入前2年間の平均離職率より低下していること。
- キャリアパス導入2年目と3年目の平均離職率が、30%以下となること

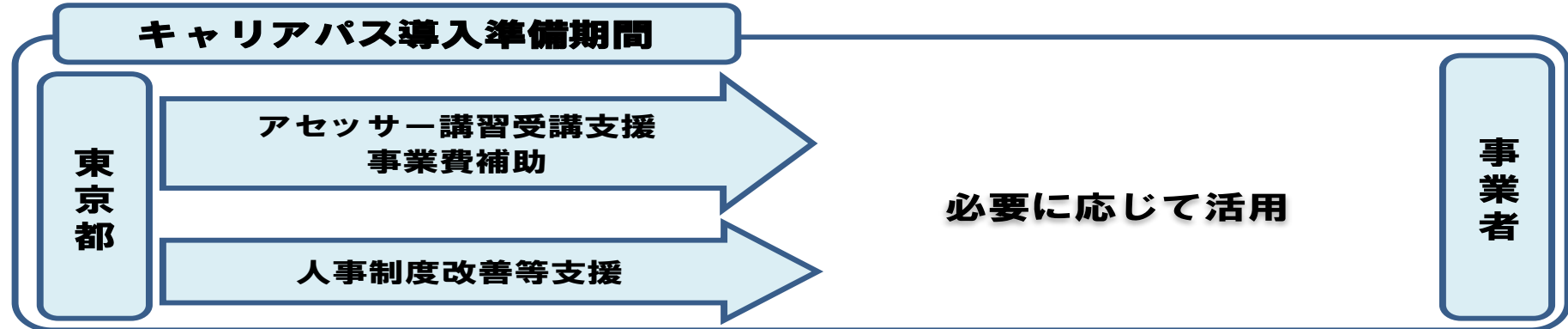
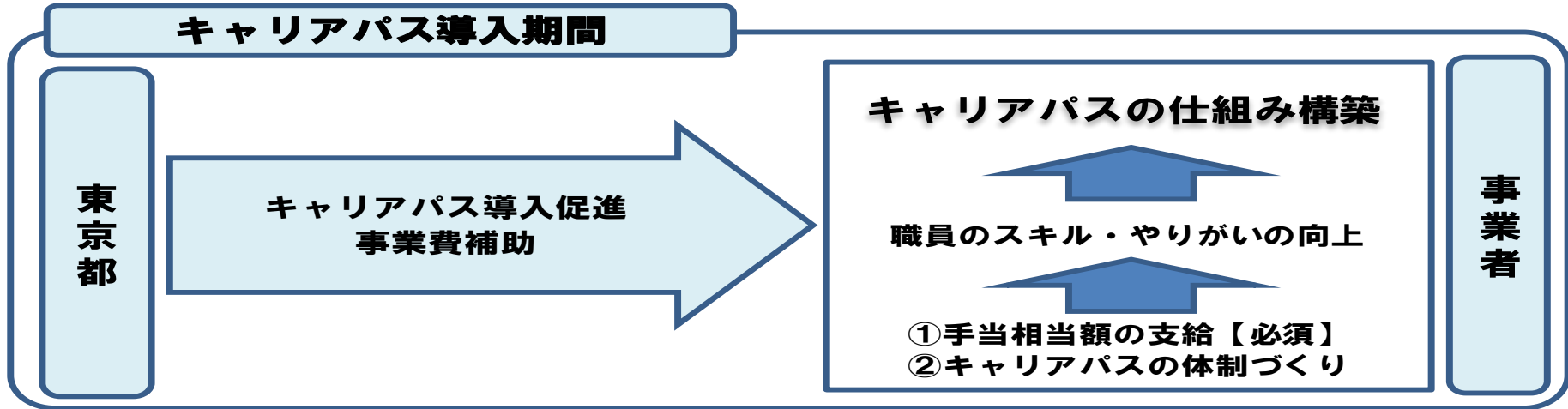
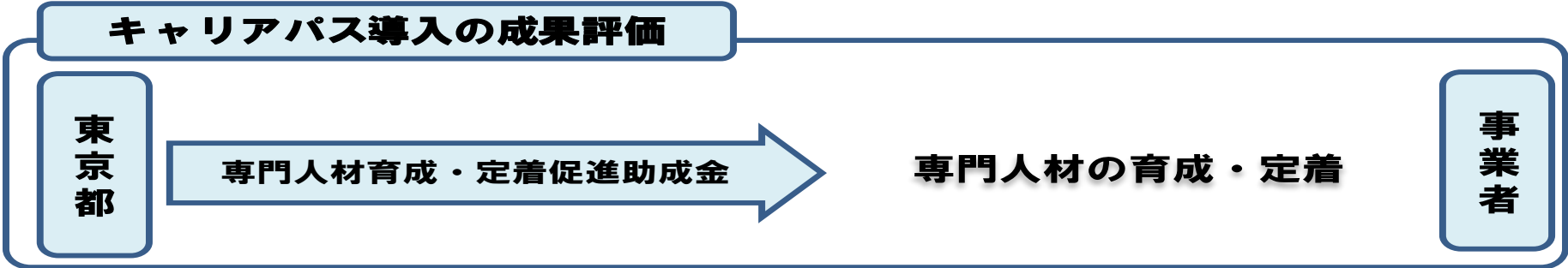
【補助額】

キャリアパス導入期間(3年間)のレベル認定者数により助成額を支給

※30年度は、29年度のキャリアパス導入促進事業の補助対象となったレベル認定者数

- 補助期間4年目 90万円(180万円)※平成30年度
 - 補助期間5年目 110万円(220万円)※平成31年度より実施(予定)
- ※括弧内は、レベル認定者数が3名以上の場合

事業概要図



最後に

- 介護業界は、高齢化社会が到来するなか、今後の日本を支える最も重要な産業の一つであるとともに、今後とも、ますます発展を遂げる将来性を大いに秘めた成長分野です。
- この成長分野を支えていく、質の高い介護人材を安定的に確保していくためには、介護の仕事の魅力を発信することはもちろんのこと、介護職員が安心して将来の展望を持って働き続けられる仕組みづくりに早急に取り組んでいく必要があります。
- 本事業の補助金を活用し、キャリアパスの仕組みを構築することで、職員のスキル・やりがい向上ができる、働きやすく、魅力ある職場を作っていきましょう！

●本事業の制度に関する問合せ●

東京都福祉保健局

高齢社会対策部 介護保険課 介護人材担当

TEL03(5320)4267

●補助金の申請に関する問合せ●

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

TEL03(3344)8532

平成30年度 介護人材関連主要事業一覧

参考

確保

育成

定着

介護職員奨学金返済・育成支援事業
【H30新規】

介護講師派遣事業
(セカンドチャレンジFORシニア)
【H30新規】

介護人材確保対策事業
【H30拡充】

介護職員宿舍借り上げ支援事業
【H30拡充】

現任介護職員資格取得支援事業

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

介護職員スキルアップ研修事業

介護職員等によるたんの吸引等研修支援事業

介護職員宿舍借り上げ支援事業
※再掲【H30拡充】

介護職員キャリアパス導入促進事業
【H30拡充】

事業内容

【事業概要】

介護保険事業所等が、常勤介護職員として就職（有期雇用を除く）した新卒者等を育成計画に基づき育成するとともに、キャリアアップできる環境確保のため、在学中に奨学金の貸与を受けた職員に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する場合に補助する。

【30年度対象事業所】

「介護職員処遇改善加算Ⅰを取得」、かつ「資格取得支援制度を有する」事業所（30年4月1日現在）

【手当支給対象者】

次の(1)から(3)のいずれかに該当するものを対象とする。奨学金は、日本学生支援機構、学校、地方公共団体によるものに限る。

(1) 新卒者

介護福祉士資格を有しておらず、奨学金返済を行う者

(2) 既卒者

介護福祉士資格を有しておらず、奨学金返済を行う、卒業後5年未満の者

(3) 現任介護職員

介護福祉士資格を有しておらず、奨学金返済を行う、卒業後5年未満の者※(H30のみ経過措置)

事業内容

【補助額】

事業者が支給した額の全額
（1人当たり月5万円・年60万円を上限）

【補助期間】

1人当たり5年間を上限（1年目に初任者研修、3年目に実務者研修を修了することを条件とする。また、4年目及び5年目に介護福祉士試験を受験することを条件とする。）

事業説明会

【開催日程】

平成30年5月31日(木曜日) 6月1日(金曜日)
第一部:10時～11時30分 第二部:13時～14時30分
第三部:16時～17時30分

【会場】

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル地下1階(東京都渋谷区代々木3-25-3)

【申込み方法】

東京都福祉保健財団へメール又はFAXで申込用紙を提出(5月30日まで)
※申込用紙は、東京都福祉保健財団のホームページからダウンロードしてください。
メールアドレス syogakukin@fukushizaidan.jp Fax 03-3344-8593

【お問い合わせ】 TEL 03-3344-8513